

「よんでん住まいのほっとサポート [電気プラン]」 サービス利用規約
新旧対照表

新	旧
<p>第11条(反社会的勢力の排除)</p> <p>1. お客さまは、HS及び四国電力株式会社(以下「四国電力」といいます。)に対し、自らまたは自らの従業員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ、誓約する。</p> <p>(1) 反社会的勢力が経営を支配しているまたは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>	<p>第11条(反社会的勢力の排除)</p> <p>1. お客さまは、HS及び四国電力に対し、自らまたは自らの従業員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ、誓約する。</p> <p>(1) 反社会的勢力が経営を支配しているまたは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
<p>第14条</p> <p>2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から5営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>	<p>第14条</p> <p>2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から2営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>
<p>第16条(個人情報)</p> <p>1. お客さまが、ほっとサポートに関して提供する個人情報は、HS及び四国電力がそれぞれ独自に取得する。HS及び四国電力は、それぞれの個人情報保護方針(HSのウェブサイト：https://www.homeserve.co.jp/privacy.html、四国電力のウェブサイト：https://www.yonden.co.jp/corporate/privacy/index.html)にしたがって、お客さまの個人情報を利用する。</p>	<p>第16条(個人情報)</p> <p>1. お客様が、ほっとサポートに関して提供する個人情報は、HS及び四国電力株式会社がそれぞれ独自に取得する。HS及び四国電力は、それぞれのプライバシー・ポリシー(HSのウェブサイト：https://www.homeserve.co.jp/privacy-policy.php、四国電力のウェブサイト：https://www.yonden.co.jp/privacy/)にしたがって、お客様の個人情報を利用する。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明/修繕サービス対象機器</p> <p>お客さまが所有する電気設備・家庭用エアコン</p> <p>電気設備とは「コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターフォン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターフォン、防犯カメラについては、電気配線部分の修繕は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修繕費用は補償対象外となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明/修繕サービス対象機器</p> <p>お客様が所有する電気設備・エアコン</p> <p>電気設備とは「スイッチ、コンセント、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターホン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターホン、防犯カメラについては、電気配線部分の修理は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修理費用は補償対象外となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明/保険の対象</p> <p>お客さまが所有する電気設備・家庭用エアコン</p> <p>電気設備とは「コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターフォン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターフォン、防犯カメラについては、電気配線部分の修繕は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修繕費用は補償対象外となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明/保険の対象</p> <p>お客様が所有する電気設備・エアコン</p> <p>電気設備とは「コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターホン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターホン、防犯カメラについては、電気配線部分の修理は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修理費用は補償対象外となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1</p> <p>例(1):住宅敷地内において経年劣化によりスイッチボタンが機能せず修繕に1万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒本サービスに加入し、HSに依頼した場合、全額補償対象となります。</p> <p>例(2):住宅敷地内におけるエアコンから風が出ず、根本的な修繕が必要となり、15万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒本サービスに加入し、HSに依頼した場合、恒久的処置として本動産総合保険により、全額補償対象となります。</p> <p>例(3):住宅敷地内において、エアコンのメンテナンスのため点検及びエアコンの洗浄を行った。 ⇒エアコンの機能に不具合が発生していないため、いずれも補償対象外となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1</p> <p>例(1):住宅敷地内において経年劣化によりスイッチボタンが機能せず修理に3万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒全額補償対象となります。</p> <p>例(2):住宅敷地内におけるエアコンから風が出ず、根本的な修理が必要となり、15万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒恒久的処置として全額補償対象となります。</p> <p>例(3):住宅敷地内において、エアコンのメンテナンスのため点検及びエアコンの洗浄を行った。 ⇒エアコンの機能に不具合が発生していないため、いずれも補償対象外となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2</p> <p>地震、噴火、津波などの自然災害時や台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件下によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの災害・気象状況により、修繕サービスの提供が遅れる可能性があります。また修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2</p> <p>台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの気象条件により、HSが修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3</p> <p>サービス対象となるエアコンは国内で販売供給しているエアコンメーカー製品、且つメーカー保証の範囲を超える改造をしていないエアコンであり、各メーカーで部品供給の可能な範囲のトラブルに限ります(製造後7年程度)。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※3</p> <p>エアコンは国内で販売供給しているエアコンメーカー製品、且つメーカー保証の範囲を超える改造をしていないエアコンであり、各メーカーで部品供給の可能な範囲のトラブルに限ります(製造後7年程度)。</p>